

ひきこもり

解決への第一歩に
相談することが

「ひきこもり」とは様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続いている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念と定義されています。（厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より）

「どうしてよいか分からない」「誰にも相談できない」と悩んでいませんか。誰にも話せないでいる人は、誰かに相談する上で解決への第一歩につながるかもしれません。自分一人や家族だけで抱えるのではなく、まずは相談機関を利用してみましょう。ご本人やご家族に寄り添い、お話を聞きします。

本人の気持ち

ご家族には「一日中のんびり過ごしているだけ」と思ってひきこもる人はいません。見えて「甘えではないか」と感じるかもしれません。しかし「怠けたい」と思ってひきこもる人はいません。

せん。また「ひきこもりの今までいい」と心の底から割り切っているわけでもありません。ひきこもっていることを誰よりも責めているのはご本人で、ご家族以上に強い不安や焦りを感じていることが多いのです。

焦らないで

右記のような様子に接すると、ご家族としては一日も早く仕事をすることを求めるなど「あるべき姿にしなくては」と焦りがちです。また、ご本人のことで頭がいっぱいになり「早く何とかしないといけない」とか「以上の刺激を与えてはいけない」「何もしない方がいい」ともなります。

「うなったのは、自分のせいではないか」「あのときこうしておけばよかったのではないか」と、自分を責めてしまふ「家族も多くの責任があります。

自責でイライラ／家族を責めることも

- 家族以外との交流がなくなる
- 家族を避ける
- 洗顔・入浴・着替えなどに気を使わなくなる
- 部屋の中を片付けなくなる
- 人目を過度に気にして避ける
- 何もやる気が起きない
- なんだかイライラする
- 何かをやり始めると、止められない
- 昼夜逆転する
- 昔、親から言われたことや対応について「あれが自分をこんな風にした」と親を責める
- 家族に命令したり、暴力をふるうことがある
- 家族の動向や機嫌を気にして自分の部屋にいても安心できない

相談窓口

原因追及よりも、これからを考えることが大切です

大切な家族が思いもよらず、ひきこもってしまったのだから、当然の心理とも言えますが、ひきこもりはさまざまなもので、ご家族だけではひきこもりの原因を探し当てるのは困難です。また、ご家族が原因探しをした場合、ご家族にとつて印ともあります。

象的な出来事のみに焦点が当たり、他の要因を見逃してしまってことや、ご家族同士が責任を押し付け合ってしまうこともあります。

ご家族だけで原因を追及して悩まず信頼できる第三者に相談し、また、過去の出来事ではなく「今」「ここ」に注目して、できるることを考え、少しづつ変化が生じていくので

市 八幡市では、ひきこもり当事者やそのご家族からの相談を受け付ける「ひきこもり相談窓口」を令和2年7月から開設しています。

開設場所 生活支援課（第二分庁舎1階）
相談時間 午前8時30分～午後5時15分
連絡先 ☎983-1138

▶対象年齢はありますか？

年齢制限はありません。ひきこもりについて気になる人はご相談ください。

▶どんなふうに相談できますか？

まずはお電話ください。あなたの状況をお聞きして、専門の支援員が解決の糸口を見つけるお手伝いをします。来所のほかに電話やご自宅などに訪問することもできます。ご家族からの相談もお待ちしています。

府 京都府にも相談できる窓口や専門相談員によるメール相談、ネット上で多くの方と交流できる投稿掲示板などを備えるポータルサイトがありますので、ご利用ください。

▶脱ひきこもり支援センター

開設場所 京都府家庭支援総合センター内（京都市東山区）
連絡先 ☎531-5255（午前9時～午後4時）
※祝日・年末年始を除く。

※面接は予約制のため、まずはご連絡ください。

▶ほっこリスペース あい

開設場所 宇治市木幡赤塚47-12
連絡先 ☎0774-32-6187（平日午前10時～午後5時）

▶京都府ひきこもり支援情報ポータルサイト（<https://www.kyoto-hikikomori-net.jp/>）

次のQRコードからアクセスできます。



問生活支援課（☎983-1138）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さんへ

次の①～③の支援策の申請期限などが9月30日（金）まで延長されました。

①一時的な資金の緊急貸付

②住居確保給付金の特例措置（再支給および職業訓練受講給付金との

併給）

③新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（要件により再支給あり）

※③の申請対象となる人には、令和3年7月から順次、申請書などを

送付しています。

③の以下に該当する人は生活支援課までご相談を

- ▶令和3年7月以降に申請書が届いたが、申請しなかった人や申請書を紛失した人（申請期限の延長により対象となる場合あり）
- ▶他自治体にて特例貸付を利用して

いたが、本支援金を申請していない人（再支給を含む）

※他自治体から転入した人は、申請書等が届いていない場合がありますので、生活支援課にお問い合わせください。

問①社会福祉協議会（☎983-4450）

②・③生活支援課（☎983-1138）